

平成29年7月6日

会 員 各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会

精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請について (Q&A)

「精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請」に関するQ&Aを作成いたしました。

今回、当該認定申請を検討されている方は日病薬発第29-46号「専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取り扱いについて (Q&A)」と本Q&Aをご確認ください。

精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請に関するQ&A

(問1)

現在、日本薬剤師研修センター認定薬剤師の認定申請中です。近々、認定される見込みですが、この場合でも精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(答)

申請時において、日本薬剤師研修センター認定薬剤師でなければなりません。したがって、「近々、認定される見込み」という場合は、精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請の対象とはなりません。認定申請資格(4)にあるすべての認定薬剤師が同様の取扱いとなります。

(問2)

日病薬の生涯研修履修認定を、平成20年に受けており、現在5年間の認定期間を満了している状態です。また単年度の認定を平成20年～平成22年までの3年間および平成24年～平成26年まで3年間ずつ合計6年間にわたり、認定を受けております。通算すると6年間の認定を受けている状況ですが、平成23年度は、業務が多忙だったため、生涯研修の単年度認定の申請を行うことができませんでした。この場合でも、精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(答)

日本病院薬剤師会の生涯研修履修認定薬剤師とは、生涯研修認定制度に定める所定単位を5年間連続して取得された方に認定が与えられるものであり、通算で5年以上あっても連続して取得していなければ履修認定に該当しません。したがって、精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請の対象とはなりません。

また、生涯研修履修認定の有効期限は5年間です。有効期限内に精神科薬物療法認定薬剤師の認定申請を行う必要がありますのでご注意ください。

(問3)

認定申請資格(6)にある「所定の単位(40時間、20単位)」とは、どのように解釈すればよいのでしょうか。

(答)

認定申請の対象となる講習会受講の累積時間を計算して、40時間以上に達すれば認定申請の対象となります。

(問4)

症例の要約を作成する際の留意点はありますか。

(答)

1. 症例は、患者の状態(自覚症状、臨床検査値、バイタルサインなど)、投与した薬剤名やその分量、処方提案した根拠となったエビデンスなども含めて、申請者本人の薬学的介入による成果などが明瞭になるように記載してください。(薬剤名、薬学的介入による成果の記載がない場合は減点対象とします。)

2. 分量の加減により患者の状態が変化した場合は、必ず薬剤量の変化がわかるように記載してください。(前後の因果関係が不明瞭な場合は減点対象とします。)
3. 要約の本文として、1症例 300～500字 (字数厳守) に要約してください。
4. 薬剤名は、商品名ではなく、一般名を用いてください。
5. 誤字、脱字のないようにしてください。(例 他剤⇔多剤、抗精神病薬⇔抗精神薬)
(明らかな誤字、脱字は減点対象とします。)

また、記載する症例は下記の点に留意して選択してください。

ICD-10により分類されたMental and Behavioural Disorders (精神および行動の障害) に対して行われる薬物療法を対象とし、下記の①～⑦の薬剤による薬物治療に関して記載する。認定申請の場合は、必ず各2症例以上を記載すること。

- ① 抗精神病薬 ② 抗うつ薬 ③ 気分安定薬 (抗てんかん薬としての症例も含む)
④ 抗不安薬 ⑤ 睡眠薬 ⑥ 抗パーキンソン薬 ⑦ 認知症治療薬

(参考) The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders

- F0 症状性を含む器質性精神障害
- F1 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- F2 統合失調症 (精神分裂病)、分裂病型障害および妄想性障害
- F3 気分 (感情) 障害
- F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- F5 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- F6 成人の人格および行動の障害
- F7 精神遅滞
- F8 心理的発達の障害
- F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害 (F90-F98)
および特定不能の精神障害 (F99)

(問5)

薬剤管理指導の実績に係る症例数の考え方として、「1症例」とは、1名の患者を指すのでしょうか。

(答)

1名の患者を1症例として数えてください。

(問6)

当院では、薬剤管理指導料を算定できる入院患者だけでなく外来通院患者に対する服薬指導等を多く実施しております。その内容は入院患者に対する薬剤管理指導と同等レベルに実施しておりますが、薬剤管理指導の実績としての50症例に、外来通院患者への管理・指導の実績を含めることは認められるのでしょうか。

(答)

現在実施している外来患者に対する薬学的ケアについて、入院患者に対する薬剤管理指導業務の水準と同等以上であると読みとれる詳細な説明を、薬剤管理指導実績欄に記載し申請することは可能です。この場合、実績としての採否については、認定審査委員会で個別に審査いたします。薬剤管理指導料を算定していない入院患者についても同様の取り扱いとなります。